

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

日本郵政株式会社（証券コード:6178）

【据置】

長期発行体格付	AA+
格付の見通し	安定的
債券格付	AA+

■格付事由

- 日本郵政は、日本郵政株式会社法に基づき設立された特殊会社。日本郵便、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険を傘下に置く日本郵政グループの持株会社である。日本郵政と日本郵便には、郵便、貯金および保険のサービスを郵便局で一体的にかつあまねく全国で公平に利用できるようにする「ユニバーサルサービスの提供の責務」が法令で課されている。日本郵政グループは、巨大な郵便局ネットワークを背景に、郵便だけではなく銀行や保険の分野において、民間同業者と比べてすそ野の広い圧倒的な顧客基盤を有している。
- 郵政民営化法ではユニバーサルサービスの責務の履行の確保が図られるよう、政府（国）は「必要な措置を講ずる」と規定されている。実際、国はユニバーサルサービスの確保のための方策やコスト負担のあり方を継続的に検討し対応策を講じており、24年7月からは「郵便料金政策委員会」において、郵便事業の安定的な提供を将来にわたって確保するため、郵便料金に係る制度の在り方について検討が進められている。日本郵政グループが持つ社会的なインフラとしてのきわめて重要な機能やユニバーサルサービス提供の責務などを踏まえれば、ストレス時における「必要な措置」には国からの財務支援が含まれるとJCRは考えている。日本郵政の発行体格付には、この政府支援にかかる見方を強く反映している。また、グループが一定の収益性・財務健全性を維持している点も考慮している。
- 日本郵政に対する国の出資比率は法令で定める下限の1/3超に達している。一方、日本郵政には保有する金融2社（ゆうちょ銀行、かんぽ生命）の株式の全部処分を目指すことが法定されている。現在の日本郵政の出資比率は、ゆうちょ銀行61.5%、かんぽ生命49.8%。日本郵政は26/3期までに金融2社の株式の保有割合を50%以下にする方針を掲げており、ゆうちょ銀行については株式の追加売却が行われると考えられる。日本郵政と金融2社との資本関係は薄れていくとみられるが、金融2社と日本郵便との間には業務面における極めて強い一体性が残り、現状のグループの業務のあり方は維持されるとJCRは考えている。
- グループ連結の最終利益は底堅く推移してきたが、24/3期はゆうちょ銀行株式の持分割合低下の影響と日本郵便における減益幅の拡大を主因に大幅な減益となった。郵便・物流事業の営業利益は、郵便物・荷物の引受物数の減少による影響に加えて、物価上昇などによる経費の増加を背景に赤字となっている。24年10月の郵便料金の改定により、通期では黒字転換を見込んでいるが、郵便物数の継続的な減少により、数年後には再び収支が悪化する見通しである。また、金融2社の利益については、グループ連結業績への貢献度が低下していくと考えられるため、日本郵便を中心とした事業で安定した収益基盤を確保することが重要な課題である。JCRでは、収益強化に向けた取り組みについて、ヤマト運輸、佐川急便との協業や楽天グループとの業務提携による荷物引受物数へのプラス効果、不動産事業の投資拡大などの収益強化策の成果、M&Aを含む新規ビジネスへの成長投資による新たな収益源確保の動向に加えて、郵便料金に係る制度の在り方の検討状況などをフォローしていく。
- グループの財務健全性に大きな問題はみられない。日本郵政（単体）の有利子負債は少なくM&Aなどの成長投資である程度負債が増加しても、財務構成は比較的良好な水準を維持できるとJCRはみている。日本郵便は自己資本比率が低いものの、有利子負債の返済負担はさほど大きくない。ゆうちょ銀行ではファンド

投資などのリスク性資産を拡大しているが、自己資本比率は一定水準を維持している。また、金利上昇の影響を大きく受けているものの、その他有価証券は評価益を確保している。かんぽ生命もリスク対比で充実した資本基盤を有している。

(担当) 宮尾 知浩・南澤 輝

■ 格付対象

発行体：日本郵政株式会社

【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	AA+	安定的

対象	発行額	発行日	償還期日	利率	格付
第1回社債（一般担保付）（グリーンボンド）	150億円	2022年9月1日	2027年9月1日	0.255%	AA+
第2回社債（一般担保付）（グリーンボンド）	150億円	2022年9月1日	2032年9月1日	0.469%	AA+
第3回社債（一般担保付）（グリーンボンド）	50億円	2022年9月1日	2042年9月1日	0.984%	AA+
第4回社債（一般担保付）	260億円	2023年10月24日	2028年10月24日	0.603%	AA+
第5回社債（一般担保付）	243億円	2024年7月19日	2029年7月19日	0.808%	AA+

格付提供方針等に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2024年10月10日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：里川 武
主任格付アナリスト：宮尾 知浩
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」（2014年1月6日）として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に、「財投機関等の格付方法」（2020年5月29日）、「コーポレート等の信用格付方法」（2024年10月1日）、「陸運」（2020年5月29日）、「持株会社の格付方法」（2015年1月26日）、「金融グループの持株会社および傘下会社の格付方法」（2022年9月1日）として掲載している。
5. 格付関係者：
（発行体・債務者等） 日本郵政株式会社
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. 格付関係者による関与：
本件信用格付の付与にかかる手続には格付関係者が関与した。
10. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/en/>）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル